

## 下市町耐震診断事業に関する注意事項

下市町耐震診断事業は、昭和56年以前に建築された既存木造住宅の耐震性能を現地調査に基づくチェックする事を目的とするものです。

当該事業による耐震診断を申し込まれるにあたっては、下記事項にご留意ください。

なお、一般的な住宅の相談や耐震診断後の措置（補強工事等）の相談を目的とした技術者の派遣事業ではありませんのでご理解をお願いします。

〔診断実地まで〕

1. 耐震診断は、応募された方のうち事業実施の対象として決定した方を対象として行います。

※直接業者に耐震診断を頼まれた方は対象になりませんのでご注意ください。

2. 耐震診断の業務は奈良県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」といいます）がおこないます。

※この診断員とは木造住宅の耐震診断をおこなう技術者として奈良県が登録をおこなった者であり、本事業を実施する際に使用する単なる「呼称」であり、公的な資格ではありませんのでご注意ください。

3. 診断決定すると、診断員から直接、調査日程等についての調整をするための連絡が入ります。双方無理のない範囲で日程調整を行って下さい。

4. 住宅の現地調査にあっては、特に以下の点についてご協力いただくこととなります。事前にご準備いただきますようお願いいたします。

①調査当日は必ず立ち会いをお願いします。

※当日の調査は2時間程度と見込んでいます。

②建築時の設計図や工事請負契約書などをご準備下さい。

※書類が見あたらない場合は結構ですが、建築年次は何らかの方法で確認しておいて下さい。

③天井や床下の調査において点検口に支障がありそうな家具等がある場合は、可能な限り移動しておいて下さい。

〔診断の当日〕

1. 事前にお約束した日時に診断員がお宅を訪問します。  
診断員はまず最初に「奈良県木造住宅耐震診断員登録証」を提示しますのでご確認ください。  
※診断員が登録証を提示しない場合は、登録証の提示を求めて下さい。
2. 診断員は住宅の内・外を調査します。必ずどなたかがご同行下さい。
3. 診断員は住宅の状況を確認するため、いろいろと住宅の履歴等について質問を行います。お答えは診断結果に反映されますので、できる限り正確にお答えいただくよう努めて下さい。
4. 調査は原則としてすべて外観目視により行なわれます。調査上やむを得ず申込者の了解を得て住宅の一部を損傷した場合は、申込者側の費用において復旧していただきます。また、家具等が障害になり現状が確認できない場合にはその部分の調査は中止することとなります。その場合は診断の精度が下がることとなりますがご了解下さい。
5. 記録のため住宅内外の写真を撮影しますのでご了解下さい。
6. 調査中に疑問に感じられたことなどは、遠慮なく診断員にお尋ね下さい。
7. 現地で診断員とトラブルが発生した場合や診断員が改修工事をしつこく勧めるなど営業的な行為を行った場合などは、下市町役場に連絡下さい。

〔結果の報告〕

1. 現地調査を終了すると、診断員は報告書を作成し、その報告書を下市町に提出します。町の審査を経た後、申込者の方に報告書をお渡しします。
2. 報告書に記載されている内容で不明な点等がありましたら、調査員に電話連絡等でお尋ね下さい。

〔その他〕

1. 耐震診断の結果を受けたその後の対応などに関する各種ご相談（改修計画等）等は、今回の事業とは別途のものとなります。
2. 町・県の窓口でもご相談はお聞きできますが、改修計画等に関するご相談や業者選定等に関するご相談等については、別途相談窓口を紹介させていただくこととなります。参考にその窓口を記載します。
  - ・設計事務所等の紹介：(社)奈良県建築士事務所協会 0742-34-8855
  - ・各種住宅相談：(社)奈良県建築士会（要予約）0742-30-3131

## 下市町既存木造住宅耐震診断（フローイメージ）

- ・助成対象となる下市町内の木造住宅要件  
昭和56年5月31以前に着工された在来軸組工法の木造住宅で、延べ面積250㎡（約75坪）以下でかつ地下を除く階数が2以下の住宅。  
長屋及び共同住宅も含まれます。ただし、店舗等の併用住宅の場合は店舗等に供する床面積が延べ床面積の1/2未満の建物。

※耐震診断は、建築物がもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定する事で、人間の体に例えれば、治療ではなくあくまでも健康診断です。

### 事業の流れ

#### ② 震診断募集

#### ②応募

上記の要件を確認の上申請書の配布

必要書類

- ・申請書
- ・対象建築物の建設時期が確認できる書類。  
（確認申請等）

※確認申請を取ってなくてもよい。

- ・対象建築物の外観写真（全景）
- ・同意書等
- ・納税証明書
- ・対象建築物の設計図があればご用意下さい。

#### ③受付

- ・耐震診断の依頼 町より登録された耐震診断員に依頼

#### ④耐震診断助成決定通知

申請の内容を審査し、町から申請者に通知。  
決定通知・不決定通知

- ・耐震診断の契約 下市町と耐震診断員の業務契約

#### ⑤耐震診断日の調整

耐震診断員より直接申請者に診断日について電話連絡がありますので、調査日時を調整して下さい。

#### ⑥耐震診断の実地

申請者（所有者）立会のもと、診断調査を行います。

#### ⑦耐震診断の結果報告

耐震診断員から結果報告書が下市町に提出されます。その後町より申請者に結果報告書をお渡しします。

なお、耐震診断の内容に不明な点がございましたら担当の診断員に直接電話等でお尋ね下さい。